

明石市こども総合支援条例の一部改正について

1 改正の目的

ヤングケアラー及び一時保護、施設入所等の措置を受けたこどもへの支援について定めるため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) ヤングケアラー(家事、家族の世話、介護等に関し過度な負担を対価なく強いられているこども)への支援について規定【新設】

(家事、家族の世話、介護等を行うこどもへの支援)

第18条 市は、家事、家族の世話、介護等を対価なく行うこどもが過度な負担を強いられることのないよう、これらのこどもが健やかに成長するための環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(2) 一時保護又は施設入所等の措置を受けたこどもへの支援について規定【新設】

(一時保護又は里親等委託若しくは施設入所措置を受けたこどもへの支援)

第19条 市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の規定により一時保護が行われたこども又は同法第27条第1項第3号若しくは同条第2項の規定により里親等に委託され、若しくは施設に入所したこどもの有する意見表明権をはじめとする権利が不当に制限されることのないよう、必要な施策を講ずるものとする。

3 検討の経過

令和3年10月 明石市社会福祉審議会社会的養護部会 意見聴取

11月 明石市社会福祉審議会 意見聴取

明石市社会福祉審議会こどもの権利擁護部会 意見聴取

令和3年12月～ パブリックコメント

4 審議会意見・パブリックコメントの実施結果

(1) 審議会意見

社会的養護部会	・ヤングケアラーに対する支援については、相談できる体制づくりに加え、アウトリーチによる体制が望まれる。
明石市社会福祉審議会	・第19条(新設)の表題について、対象となるこどもを明記した方がよい。 →対象となるこどもについて、「一時保護又は里親等委託若しくは施設入所措置を受けたこども」と明記。
こどもの権利擁護部会	・こどもの権利擁護に関しては、こどもの小さな声を拾っていく意義ある取組なので、普遍的な権利擁護制度として条例化して継続する必要があると考える。

(2) パブリックコメントの実施結果

- ① 実施期間 令和3年12月15日(水)～令和4年1月14日(金)
- ② 意見件数及び内容 意見はありませんでした。

5 施行期日 公布の日

6 今後のスケジュール

令和4年2月 明石市社会福祉審議会 意見聴取
3月 条例改正案の議会上程
3月下旬 議決後、公布の日をもって施行